

固定資産に関する 申告と届け出を忘れずに



◆ 償却資産の申告は

1月24日(金)までに



問い合わせ先
税務課 (76)0964

◆ 建物を壊したら 忘れずに届け出を

24日(金)の平日
※法定期限は1月31日(金)ですが、早めの提出にご協力ください。



◆ 申告と届け出は 最寄りの庁舎・支所へ

既に取り壊している、または年内に取り壊す予定がある場合は、必ず届け出てください。

提出期間
令和7年1月6日(月)
書が必要な場合は、ご連絡ください。
郵送やeLTAXによる電子申告でも受け付けています。

申告と届け出は、税務課(笠懸庁舎)、大間々市民生活課、東市民生活課で受け付けています。また、償却資産の申告は、事業としての太陽光発電

対象となる償却資産の例

理容所・美容室

商品陳列ケース、冷蔵設備、サインポールなど

小売店

トッカー、自動販売機、冷蔵庫など

飲食店

調理設備、レジスター、冷蔵庫など

医院

ベッド、手術台、X線装置、調剤機器など

不動産賃貸業(駐車場・アパートの貸付業)

アスファルト舗装、植栽などの外構工事など

ガソリンスタンド

オイルチエンジヤー、洗車機、ガソリン計量器、照明設備など

建設業

ブルドーザー、ポンプ、ポータブル発電機、パワーショベルなど

工場

各種製造設備(旋盤、金型、プレス機など)、受変電設備など

売電事業

ホテル・旅館
客室備品、ボイラーナど

事業としての太陽光発電

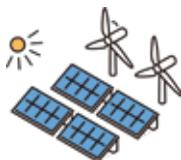
設備など

事業用・売電目的の太陽光発電設備は申告が必要です

売電目的や工場・事務所の屋根などに設置した太陽光発電設備は、償却資産の申告が必要です。

太陽光発電設備を所有している人は、設置状況を確認し、対象となる場合は、1月末までに申告してください。

※所有する太陽光発電設備などが償却資産の申告の対象となるか分からぬ場合や、申告方法・特例制度など不明な点がありましたら、お問い合わせください。



設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく償却資産として申告の対象です。
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、農業など事業を営む人が、その事業のために太陽光発電施設を設置した場合は、事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく償却資産として申告の対象となります。また、新たに売電事業を始めた人も申告の対象です。
個人 (住宅用)	住宅用太陽光発電設備を事業の用に供している場合は、償却資産として申告の対象となります。発電出力が10キロワット以上の余剰売電設備も申告の対象です。